

日 調 連 発 第 9 号
令和 6 年 4 月 4 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

この度、総務大臣及び経済産業大臣から、標記調査の事前周知について別添のとおり依頼がありました。

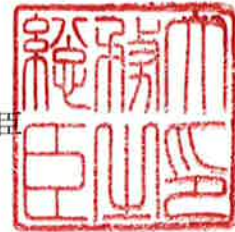
同調査は、国民経済計算（GDP 統計）の精度向上等を目的とした、統計法に基づく報告義務のある調査ですので、調査書類が届きましたら回答されるよう（インターネットによる回答を推奨）貴会会員への周知をお願いします。



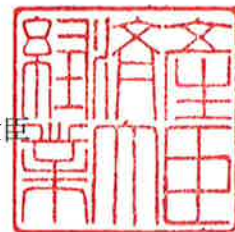
総 統 経 第 3 2 号
20240306統 第 1 号
令 和 6 年 3 月 29 日

各 位

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省・経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を令和6年6月に実施します。

「経済構造実態調査」は、全ての産業における付加価値等の構造とその変化を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、国民経済計算（年次推計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案、実施のための基礎資料、企業経営の参考資料などに広く利活用されることを目的としています。

「経済構造実態調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「経済構造実態調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済センサス-基礎調査」と同時一体的に実施し、調査対象企業・事業所の負担軽減を図ることとしています。

「経済構造実態調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省
2024年3月

「経済構造実態調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知
いただきたく、お願いする次第です。

※ご周知いただく際には、別添の広報用素材を是非ご活用ください。

● 経済構造実態調査とは

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済
計算（GDP統計）の精度向上に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調
査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施の調査※です。

政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた**報告義務のある調査
（基幹統計調査）**として実施します。

※経済センサス-活動調査の実施年を除きます。

詳しくは、同封のリーフレット「安心まるわかり！ みんなの経済構造実態調査」及び経済
構造実態調査ホームページをご高覧ください。ホームページでは、3月末に昨年実施した調
査の結果を公表します。

経済構造実態調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>



● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載
(掲載いただける場合、別添「広報用素材」に掲載しているバナー等の用意もごさいます。)
- ・ 総会などで、「経済構造実態調査」が実施される旨の案内
(数に限りはごさいますが、リーフレットの送付も可能です。)

など

以上、簡単なご案内を記載いたしました。が、経済構造実態調査についてご不明な点等がござい
ましたら、下記連絡先までお気軽なくご連絡ください。

何卒よろしくお願いたします。

〈連絡先〉

総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当

メールアドレス：e-kkj@soumu.go.jp

電話番号：03-5273-1165

- 貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「経済構造実態調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださいますようお願いいたします。
- 電子ファイルやリーフレットが必要な場合には5ページ目に記載の〈連絡先〉までご連絡ください。

■■ 広報用素材について ■■

1. 機関誌用原稿（電子ファイル）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌等の誌面において、ご掲載いただくことを目的とした〔1〕イラスト入り原稿及び〔2〕文例集です。

主に、本調査の重要性（法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査）及び実施時期の周知を目的としており、調査関係書類の送付時期なども明記しています。

〔2〕文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載においてもご活用いただければ幸いです。

〔1〕イラスト入り原稿



〔2〕文例集（3種類）

●文例①

総務省・経済産業省では、2024年6月に全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施いたします。

経済構造実態調査は、全ての産業における企業・事業所や団体の経済活動の状況を明らかにする、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査であり、「国民経済計算（GDP統計）の精度向上」に資するほか、「より正確な景気判断・効果的な行政施策の立案」「企業経営の参考資料」などに広く利活用されることを目的としています。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査書類を5月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済センサス - 基礎調査」と同時一体的に実施し、調査対象企業・事業所の負担軽減を図ることとしています。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例②

総務省・経済産業省では、2024年6月に「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、国民経済計算（GDP統計）の精度向上等を目的とした、統計法に基づく報告義務のある調査です。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、調査書類を5月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済センサス - 基礎調査」と同時一体的に実施し、調査対象企業・事業所の負担軽減を図ることとしています。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例③（ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載用）

総務省・経済産業省では、2024年6月に「経済構造実態調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施いたします。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済センサス - 基礎調査」と同時一体的に実施いたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

2. 広報用リーフレット（電子ファイル及び紙）

広報用リーフレットは本状にも同封しております。総会などで配布いただける場合は、紙の追加送付も対応いたします。

ただし、数に限りがございますので、誠に勝手ながら1団体20部までのご提供とさせていただきます。

なお、広報用リーフレットは、調査票などの調査書類と同封し、調査の対象となる企業や団体の皆様に送付いたします。

3. ホームページ用バナー（電子ファイル）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

バナーのリンク先としては、経済構造実態調査のホームページ（下記URL）を想定しています。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しています。

- バナー（下記以外のサイズの用意もあります。）



300 × 250 px



320 × 100 px

- 経済構造実態調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕 <https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

=====
広報用素材について、ご不明な点やご希望等がありましたら下記連絡先までご連絡ください。

（お願い）

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し等）は、もし可能でしたら、メール等でお知らせいただければ幸いです。

<連絡先>

総務省統計局統計調査部経済統計課 経済構造実態調査担当

電話：03-5273-1165（直通）

E-mail：e-kkj@soumu.go.jp